

# 非自治会員とゴミ集積所

2016年3月20日

朝日新聞デジタル、自治会・町内会、第2回アンケート(必要/不要).....	3
表 1. 自治会が持つ権限・役割に関して誤解しがちな例.....	4
表 2. 自治会がやってはならない行為.....	4
刑法 第 222 条 (脅迫) .....	6
刑法 第 223 条 (強要) .....	6
刑法 第 249 条 (恐喝) .....	6
民法 第 709 条.....	6
「既に判例があっても裁判はケースバイケース」は間違い.....	6
自治会/町内会とは何か?.....	8
町内会【ブリタニカ国際大百科事典】 ;町内会は 1947 年に廃止。.....	8
町内会【広辞苑】 ;町内会は 1947 年に廃止。.....	8
自治会の法的位置付け ; 権利能力なき社団.....	8
認可地縁団体とは.....	9
認可されても行政組織の一部になるわけではない.....	9
任意団体としての性格はなんら変わるものではない.....	10
「認可地縁団体の権利能力」について総務省の解説.....	10
法令は上位の法律の範囲内でのみ制定できる.....	10
条例や規則のおさらい.....	10
日本国憲法 第九十四条【条例は法律の範囲内でのみ制定できる】.....	10
地方自治法.....	10
第二条【法令や条例に違反して事務を処理してはならない】.....	10
第十四条【条例は法令に違反してはならない】.....	10
第十五条【規則は法令に違反してはならない】.....	11
地縁団体の位置づけ【図解】.....	11
大津市役所に認可地縁団体について問うた結果.....	11
規約や決定事項は自治会という会社の中にだけ影響する【図解】.....	12
住民は、地方公共団体のサービスをひとしく受ける権利を有する.....	13
数式で表現してみよう.....	13
「住民はサービスをひとしく受ける権利を有する」の意味【図解】.....	15
市町村は、家庭ごみを支障が出ないうちに収集しなければならない.....	16
廃棄物処理法.....	16
ごみ集積所に排出された物を勝手に収集/運搬してはならない.....	17
大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例.....	18
私刑の禁止.....	19
罪刑法定主義.....	19
司法書士試験での「罪刑法定主義」.....	20
慣習刑法の禁止.....	20
直接民主主義には問題点がいっぱい.....	21
「自治会に入らなくてあいつだけ楽しんでいる」は間違い.....	21
日本の裁判は(特に最高裁の)判例を重視.....	22

表 4. 自治会退会者のゴミ出しに関する判例.....	23
弁護士の説明.....	25
表 3. 自治会なしで石山団地自治会の地区の維持に最低限必要なコスト.....	26
行事やクラブは選択性にしてコストや幹事は受益者負担に.....	27
付録. 表 4 の裁判の事件番号など.....	28
1. 埼玉県 けやき自治会、自治会費等請求事件.....	28
3. 新潟県関川村.....	28
4. 福岡、地位不存在確認等請求訴訟事件.....	28
5. 滋賀県甲賀市甲南町希望ヶ丘、決議無効確認等請求事件.....	28

この文書(PDF)は、以下の WebPage からダウンロードできます。必要な人はプリントアウトして広めてください。

石山団地自治会を変える有志の会：[http://www.geocities.jp/ishiyamadanchi\\_jichikai\\_hantai/](http://www.geocities.jp/ishiyamadanchi_jichikai_hantai/)

石山団地自治会を変える有志の会のブログ：<http://jichikaihantai.blog.fc2.com/>

「石山団地有志」で Google 検索しても出てきます。

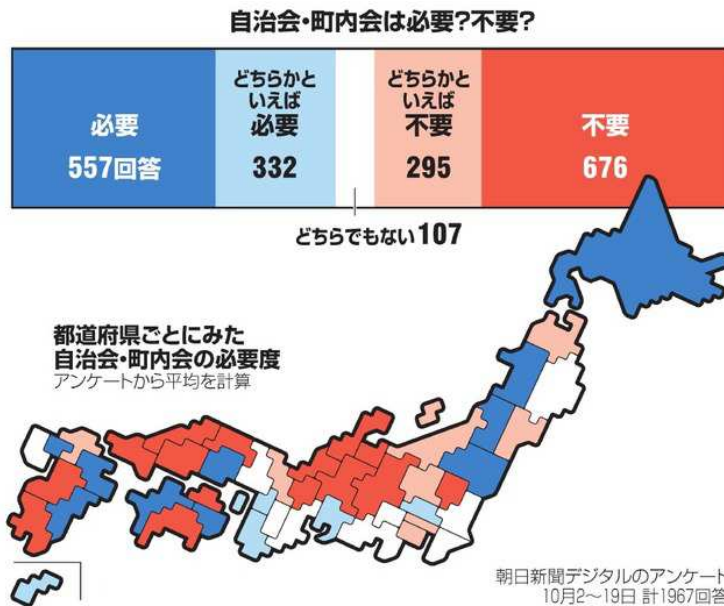
# 朝日新聞デジタル、自治会・町内会、第2回アンケート(必要/不要)

質問：「自治会・町内会は必要だと思いますか、不要だと思いますか？」

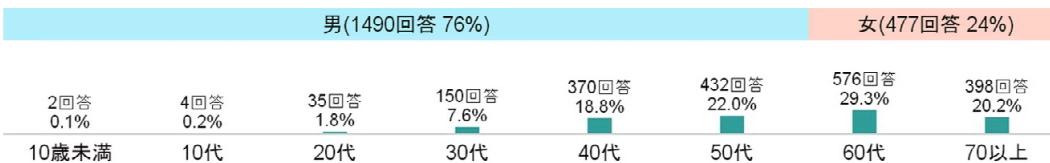
[募集期間] 2015年10月2日～19日14時、[回答数] 計1,967

<http://www.asahi.com/opinion/forum/013/>

<http://www.asahi.com/articles/DA3S12033607.html>



アンケートに投票した人の年齢・性別：



上記を見ると、

必要+どちらかといえば必要 = 557 + 332 = 889 (45.2%)

不要+どちらかといえば不要 = 676 + 295 = 971 (49.4%)

どちらもでもない = 107 (5.4%)

となっており、不要派が必要派を上回っていることが分かります。

また、投票した人の年齢層は、60代(29.3%)、50代(22.0%)、70代(20.2%)、40代(18.8%)、30代(7.6%)、20代(1.8%)、10代(0.2%)、10歳未満(0.1%)となっており、比較的高齢層が多く、若年層は少ない事が分かります。別のアンケートによると若年層は不要派が多い事が分かっていますので、もし全ての成人がアンケートに投票したとすると、不要派がさらに増えると考えられます。

また、上記の日本地図は、都道府県ごとの意見の平均値をアンケート結果から計算したのですが、滋賀県民の平均的な意見は「自治会は不要」であることがわかります。また、東京・神奈川という大都会ではピンク色の「どちらかといえば不要」となっています。一方、大阪・名古屋の平均値が「自治会はどちらかといえば必要」になっている1つの理由は、大都会は集合住宅が多い事もあって自治会費が安めで役員業務も簡素であるため、住民への負担が少ないからではないかと推定されます。逆に滋賀県は自治会費も高めで、業務の負担も比較的大き目な地域であるためこのように「不要派」が多数であると推定されます。

## 表 1. 自治会が持つ権限・役割に関して誤解しがちな例

誤解しがちな例	誤解である根拠
<p>1. 「地区内の道は自治会が管理・運営している／管理・運営を委託されている。」</p>	<p>大津市に問い合わせてみると、地区内の管理・運営を自治会に委託してはいない。</p> <p>大津市は法律や条例に基づいて業務を行っている。法的には自治会は地区の管理に関して一切の権利を持ってない。なぜなら、自治会の権利について書かれた法律や条例が全く存在していないからである。</p> <p>もし、自治会に法的な権利があるなら自治会の権利について書かれた法律や条例が存在するはずである。しかし実際にはそのような法律や条例は存在していない。背理法から「自治会に法的な権利がある」事が否定される。故に「自治会は権利なき団体」＝「任意団体」と言われている。</p>
<p>2. 「地区内の道は自治会が大津市から借りている。」</p>	<p>大津市に問い合わせてみると、大津市は自治会に道を貸してはいない。</p> <p>既に述べたように、自治会には法的な権利が全く与えられていないのだから、当然の事である。</p>

## 表 2. 自治会がやってはならない行為

自治会がやってはならない行為	やってはならない根拠
<p>1. 自治会を辞めてもいいが、やめるとゴミを捨てさせさない。</p>	<p>法的根拠：</p> <p>「地方自治法・第二章、第十条の2」は、住民が地方公共団体のサービスを「ひとしく」受ける権利があると述べている。一方、ゴミ収集は、大津市（地方自治体）が行っているサービスである。しかも、自治会からは一切費用がまかなわれていない。ということは、左記のような行為は上記法律に背いていると言える。故に、左記のような行為はやってはいけないのである。</p> <p>また、法的に「権利なき社団」である自治会が、非自治会員が本来持っている「ゴミを（差別されること無く）捨てる権利」を侵害することは許されないという事も根拠となる。</p> <p>最高裁が延べているように、自治会退会は自由である。</p> <p>「退会するとゴミ捨てができなくなる」と言う事は「脅迫」であり、直接的ではないにせよ、結果的には「自治会入会の強要」と言える。</p> <p>「辞めてもいい」と言っで一見、退会の自由があるよう</p>

	<p>に装っているが、違法行為を隠すための詭弁に他ならず、結果的には退会の自由を制限している。 故にこういった行為は明らかに最高裁の判断に反しており、「不法行為」である。</p>
<p>2. 自治会を辞めてもゴミを捨てても良いが、非自治会員が地区内の公道に集積所を作ることを禁止する。</p>	<p>これも「退会してもゴミを捨てて良い」とまで言って、一見、退会が自由であるかのように装っている。しかしながら、これも違法行為を隠すための詭弁に他ならない。この行為が違法である根拠を詳細に追って行こう。</p> <p>地区内の公道に集積所を作ることを禁止 →公道に置けないとすると自宅まで大津市に取りに来て貰わないといけない →45リットルのゴミ袋1つあたり、324円必要となる。 →1ヶ月あたり数千円～数万円も必要となり、年間では、数万円から数十万円も必要となる。</p> <p>自治会に入っている人は無料で回収してもらえるのに、自治会に入っていないというだけで、これだけの費用が必要となってしまう事は、「地方自治法・第二章、第十条の2」が保障する、住民が地方公共団体のサービスを「ひとしく」受ける権利を結果的に侵害することになる。</p> <p>また、そもそも「地区内の公道に集積所を作ることを禁止」する権利は、自治会は持っていない。そのことは、前節でも述べたように、自治会は地区内の公道を市から借りているわけでも、管理を委託されているわけでもなく、権利は何も持っていないからである。自治会とは、法的には「権利なき社団」なのであるから。</p>
<p>3. 自治会に入らなければ、ゴミ出しが実質的に不便になったり、日常生活に支障が出たり、住民なら法的に誰でもひとしく保障されている権利を侵害するような事を言って、非自治会員に自治会に入らざるを得ないように仕向ける事。</p> <p>例. 非自治会員に対し、 「金を払ったら（集積所に）捨てさせてやる」 「あなたはゴミを（集積所に）捨てられませんよ」 などという事。</p>	<p>脅迫（刑法 222 条）や強要（刑法 223 条）にあたる。</p>
<p>4. 「大津市に届出済みのゴミ集積所」に非自治会員が置いた排出物（ゴミ）を「市や市から委託を受けたゴミ収集者（ロードパッカーの人）」以外が集めたり、別の場所に移動したりする事。</p>	<p>法的根拠は、この文書の「ごみ集積所に排出された物を勝手に収集/運搬してはならない」節を参照の事。</p> <p>これは、たとえ集積所の場所を大津市に届け出たのが「自治会員」であったとしてもである。</p>

自治会は法的な権利を有していない「会員相互の親睦を目的として設立されたもの」（最高裁）であるから、自治会員と非自治会員とで法的な権利は変わらない。したがってたとえ集積所の届出を自治会員が行ったとしても非自治会員が使う事が出来る。

このことは、「地方自治法・第二章、第十条の2」によって、住民が地方公共団体のサービスを「ひとしく」受ける権利を有している事が保障されているためである。

上の表の1～3の行為は、脅迫罪（刑法 222 条）や強要罪（刑法 223 条）となり、罰金刑や懲役刑が科されることがあります。

また、これらは「私刑」の一種であるとも考えられ、既に述べたように「罪刑法定主義」に反し、「日本国憲法第 31 条」で禁止されています。

### 刑法 第 222 条（脅迫）

1. 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。
2. 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

### 刑法 第 223 条（強要）

1. 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。
2. 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。
3. 前 2 項の罪の未遂は、罰する。

### 刑法 第 249 条（恐喝）

1. 人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。
2. 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

### 民法 第 709 条

故意又は過失によって 他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

## 「既に判例があっても裁判はケースバイケース」は間違い

1. 最高裁の判例は模範となる判決。要点の部分が共通していればそれ以外の部分が違っていても、何度裁判をおこしても同じ結果となる。これは「法の安定性」を確保するためである。
2. 本当に「ケースバイケース」で個々の事例の細かい点までもが判決に影響するのであれば、日本各地で起きる無数のケースでそれぞれ毎度毎度裁判を起こさなければ合法／違法の判断が出来なくなってしまう。日本全国でこのような状態では、何も新しいことを起こせなくなってしまう。市民生活、企業活動、創作活動、研究活動などで何か新しい事をしようとしても何も出来なくなってしまう。今までの習慣と同じことだけが合法、異なっていれば違法などという発展性の無い社会に陥ってしまうだろう。

今まで自治会／町内会をしてきたのだからその伝統を守ることだけが「合法」で、それに逆らう事は「違法」、逆らうものは「不届き物」などという誤まった考えが生み出される元凶になってしまう。

3. 裁判を起こさなければ、合法／違法の判断が出来ないのであれば、ごり押し・コワモテ・地元の名士などが「過去に違法とされていても、今回のケースだけは合法。裁判起こして見ない限り分からん。裁判起こせるなら起こしてみろ。」という強引な態度に出て、一般市民は時間も金も余裕が無いのでなかなか裁判を起こしにくいから、その人の言いなりになってしまう。実際に裁判を起こしてみればその人の言う事は否定され「違法」と認定される事が明らかな場合でも、その人の言うことがまかり通ってしまう。こんなことはあってはならない。結局、何もかも彼らの言うことが「その場合に限っては」「正しくて」というデタラメな独自解釈になってしまう。
4. 法令は、数学的・論理的な言葉で書かれており、裁判を起こさなくても、論理を正しく理解・運用しさえすれば、誰でも同じ結論を得られるようになってきている。これは、丁度、物理学を正しく理解すれば、実験しなくても結果が正しく予想できることと似ている。数学や論理は、無限のパターンを有限の言葉で語れるようになってきているからである。

数学で、実数  $x$  に対して、 $f(x) = 2x$  という関数があったとする。こう定義されていれば、 $x$  が 1 でも 2 でも、100 でも 3.14 でも、必ず、 $f(x)$  の値は、 $x$  の値の 2 倍であるという意味である。毎回毎回、裁判を開いて、 $x$  が 200 の場合はどうですか、 $x$  が -150 の場合はどうですかと、裁判官に尋ねる必要は無い。

それと同様のことが、法令にも言えるのである。例えば、「日本国民は、成人すれば誰でも選挙権を持つ」と書かれている場合、まさに、20 歳以上の日本人のならば誰でも選挙権を持つのであって、個々の人々がそれぞれ選挙権を持つかどうかを裁判所で裁判を起こして確認する必要は無い。この場合、

$x$  を年齢として、関数  $f(x)$  が 1 ならば選挙権あり、0 ならば選挙権無しとすると、

$$f(x) = \begin{cases} 1 & (x \geq 20) \\ 0 & (x < 20) \end{cases}$$

と書ける。こんな単純な関数なので、裁判を起こすまでも無く、選挙権があるかどうかをほとんど誰でも判断できるのである。

5. ゴミ集積所に排出物を排出できるかどうか、実際は、前項と同じくらい単純に判断できるようになっている。

結論的に言うと、大津市の住民であれば、誰でも「ひとしく」ゴミ集積所に排出物を排出できる。

これは、「地方自治法・第二章、第十条の 2」に保障されている。このことについては、

p. 13 「住民は、地方公共団体のサービスを ひとしく 受ける権利を有する」  
で改めて述べる。



# 自治会/町内会とは何か？

引用：朝日新聞デジタル、<http://www.asahi.com/opinion/forum/013/>

自治会・町内会とは、ある区域に住む人たちが、親睦や住民自治のためにつくる団体です。つくる、つくりたいは住人の自由で、加入するのも強制ではありません。「自治会」「町内会」の他に、「区」「区会」「部落会」などの呼び方があり、構成単位はマンション1棟から小学校区よりも広いものまでさまざまです。総務省によると、団体数は全国で約30万にのぼります。

自治会の起源は地域ごとに異なりますが、1940年には国が戦争遂行のための末端組織として整備しました。47年、GHQが解散命令を出しましたが、52年にサンフランシスコ講和条約が発効すると、各地で再結成されました。

マンションの管理組合と混同されることがありますが、管理組合は建物や共用スペースを維持・管理することが目的で、原則的に所有者全員が加入します。管理組合によっては自治会の役割を担っているケースもあります。でも、自治会はあくまでも任意加入のため、管理組合費のように自治会費の支払いを強制することはできません。

## 町内会 [ブリタニカ国際大百科事典] ;町内会は 1947 年に廃止。

住民の自治組織であり、同時に行政機構の最末端組織としても機能する地域団体。期限は、古く律令時代の里制度、あるいは江戸時代の五人組制度に求めることが出来る。もともとは単なる隣保組織に過ぎなかったが、第2次世界大戦参戦直前の1940年、内務省訓令により区域内全戸の加入が義務付けられ、行政機構の下部組織として制度化された。しかし、戦後の47年5月政令15号によって廃止され、その後52年の政令執行とともに再び各地で復活しているものの、一部の有力者の運営にまかせた旧来の体質に対する批判は増加しており、公共住宅団地などでは、これに代わるものとして自治会の結成をみるにいたっている。

## 町内会 [広辞苑] ;町内会は 1947 年に廃止。

市街地の町内に組織する住民の自治組織。日中戦争下、地方行政の末端機構としてしだいに組織化され、大政翼賛会の下部組織となり、内部に隣組を編成した。1947年法制上は廃止された。町会。

## 自治会の法的位置付け ; 権利能力なき社団

自治会は、「任意団体」です。「任意団体」は法的には「権利能力なき社団」と呼ばれています。その根拠の1つは、表4の「判例1」の「けやき自治会」の訴訟で、最高裁が自治会は「権利能力のない社団」と述べていることにあります。「どうして根拠を法律に求めないのか？」と思われるかもしれませんが、自治会については、法律や条例に法的拘束力を持つ規定が一切無いからです。このことについては、すぐ後にもう一度書きます。

ここで、「権利能力なき社団」とは、「法律の規定によらないで設立される非営利団体」の事です。

先ほどから、自治会や町内会に関する法律や条例が全く無いと言っていますが、その根拠の一つは、Wikipediaで「町内会」を調べてみると：

国民一般への法的拘束力を有する法律・政令・府省令には町内会に関する規定が全くなく、行政組織（国及び地方自治体）とは法的に無関係な存在となっている。

とあることです。



法律に規定がある場合には、その法律の規定が書かれた部分（条文）を引用すれば説得力を持つのですが、いかなせん、自治会に関しては法律に規定がないのでそうはいきません。「無いものを無いと証明するのは難しい」と言われますが、今の場合も「法律に規定がない」事を証明することは難しいので、そのことを説得力を持って証明するには、信頼できる弁護士が書いた文書や、Wikipedia に書かれている文書、最高裁が書いた文書などを根拠にするしかないのです。

なお、地方自治法には自治会に関する記述が全く無いわけではありませんが、「認可地縁団体」といって、自治会/町内会が「自治会館」などの不動産を管理し易くするために「法人格」になる場合についてのみ記述があります。ちなみに、石山団地自治会には法人格がありませんので関係ありません。

なお、「認可地縁団体」の目的はこうです。従来は「自治会館」が団体名義では登記ができず、自治会長の個人名義または地区民の共有名義で登記を行っていたため、個人財産と団体財産が混同して区別できなくなったり、名義人が死亡し団体の構成員でなくなった場合に、相続などの複雑な問題を生じていました。それを避けるため、法人格を取得して団体名義で不動産登記を出来るようにしたのです。

したがって、「認可地縁団体」だからといって、自治会館などの不動産登記が団体名義で出来る以外は、通常の自治会/町内会より法的な権利が増える事はありません。

「法人格」とは、企業（会社）のことです。企業になっても法的に得られる権利は限られます。それまで法人格を持たなかった「個人事業主」が、ある時から法人格を取得したとしても、その地域の事を決める権利が何か増えるかということ増えません。それと同じことです。「任意団体が企業になれる」ということであって、企業以上の権利を持つ事はないのです。

繰り返しになりますが、自治会/町内会に関しては上記のような「法人格」を持つための手続き以外のことに関しては何も法律が無いということなのです。

つまり、「法律の規定によっていない」ので、自治会には、法的に特別な権利が全くないのです。

どういうことかということ、自治会の会長や役員だからといって、何か会長（や役員）以外の人や、自治会に入っていない人に比べて何か特別な権利が法的に与えられているわけではない、ということです。

## 認可地縁団体とは

地縁団体（自治会）が法的に認可を受けたものが認可地縁団体である。

それまで自治会の不動産については、代表者名義により登記するしか方法がないとされていた。しかし、それだと代表者が死亡した時に複雑な問題が生じた。それを解消するため、平成3年に地方自治法が改正されて出来た制度。

認可地縁団体については、地方自治法の「第二百六十条の二」に記載されている。

### 認可されても行政組織の一部になるわけではない

認可地縁団体になっても、「行政組織の一部になるわけではない」

根拠は、地方自治法「第二百六十条の二」の「○6」:

○6 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

## 任意団体としての性格はなんら変わるものではない

総務省は、認可地縁団体の権利能力については不動産の登記と、財産の所有、借用に関してのみについて述べており、それ以外の権利能力については述べていない。つまり、何か特殊な権利能力が上乘せされたりするわけではない。法令的な根拠としては、認可地縁団体について定めた地方自治法において、認可地縁団体に対して加わる権利能力について、不動産登記関連以外では具体的な記載が無い事にある。

### 「認可地縁団体の権利能力」について総務省の解説

(URL: [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000307324.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000307324.pdf))

総務省によると「認可地縁団体の権利能力」は、以下の2つとされる：

1. 法律上の権利義務の主体となり、認可地縁団体は法人格を有し、土地、集会施設等の不動産を団体名義で登記できる。
2. 団体の活動に資する財産を団体名義で所有、借用できる。

## 法令は上位の法律の範囲内でのみ制定できる

### 条例や規則のおさらい

総務省 URL: [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000088796.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000088796.pdf)

1. 条例とは、普通地方公共団体の区域内において適用される自治立法であり、国の法令に違反しない範囲で定める。議会の議決が必要となる。
2. 規則とは、条例とともに普通地方公共団体が制定する自治立法であり、国の法令に違反しない範囲で地方公共団体の長が定める。議会の議決を必要としない。

## 日本国憲法 第九十四条 [条例は法律の範囲内でのみ制定できる]

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

## 地方自治法

### 第二条 [法令や条例に違反して事務を処理してはならない]

16. 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。
17. 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

### 第十四条 [条例は法令に違反してはならない]

1. 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。
2. 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例

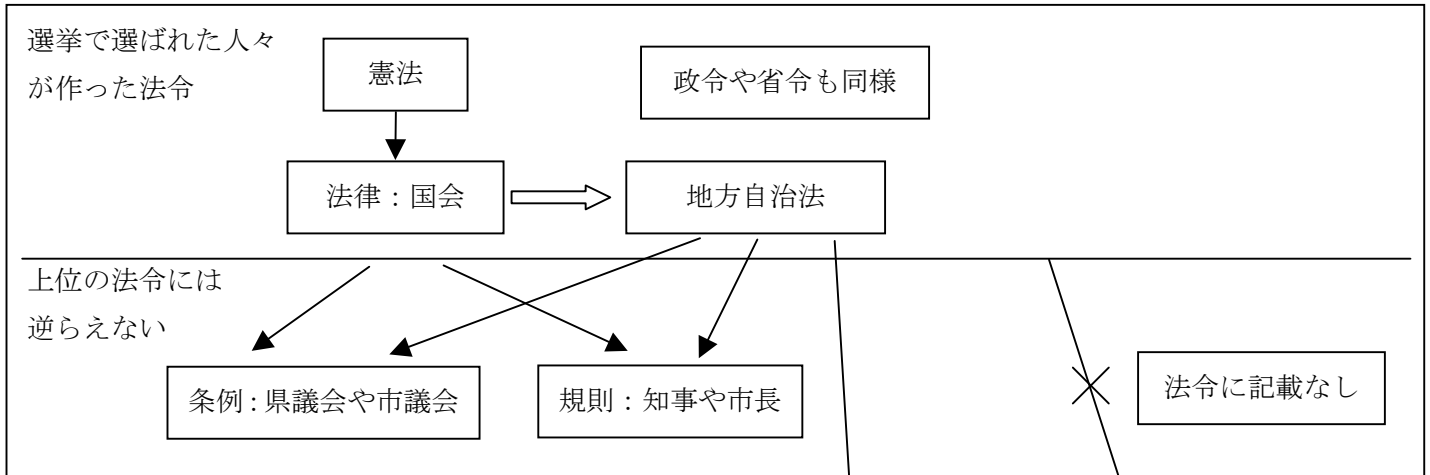
によらなければならない。

## 第十五条 [規則は法令に違反してはならない]

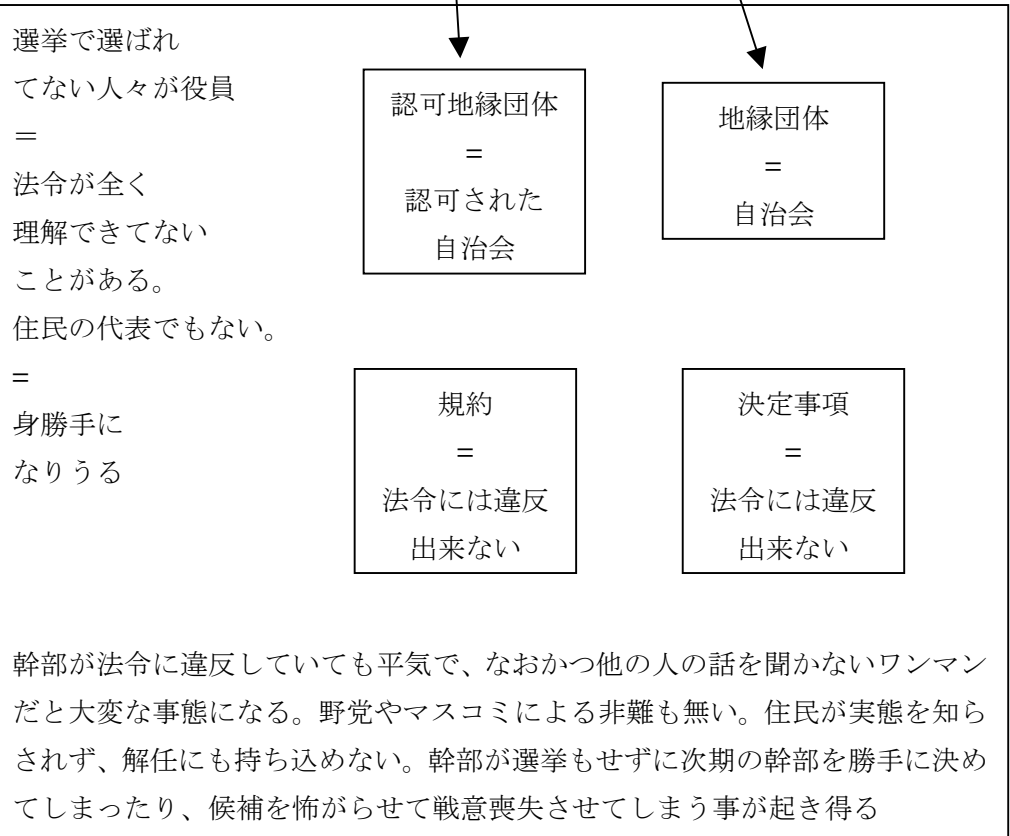
1. 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

## 地縁団体の位置づけ [図解]

(認可) 地縁団体の規約や決定事項は、地方自治法や憲法を含んだ法令に違反するような内容であってはならない。



選挙で選ばれた知事や市長、地方議会議員でさえ、上位の法令に違反した条例や規則は作り得ない。まして、選挙で選ばれてない自治会の役員は法律に違反した規約や決定事項を作りえないのは当然である。



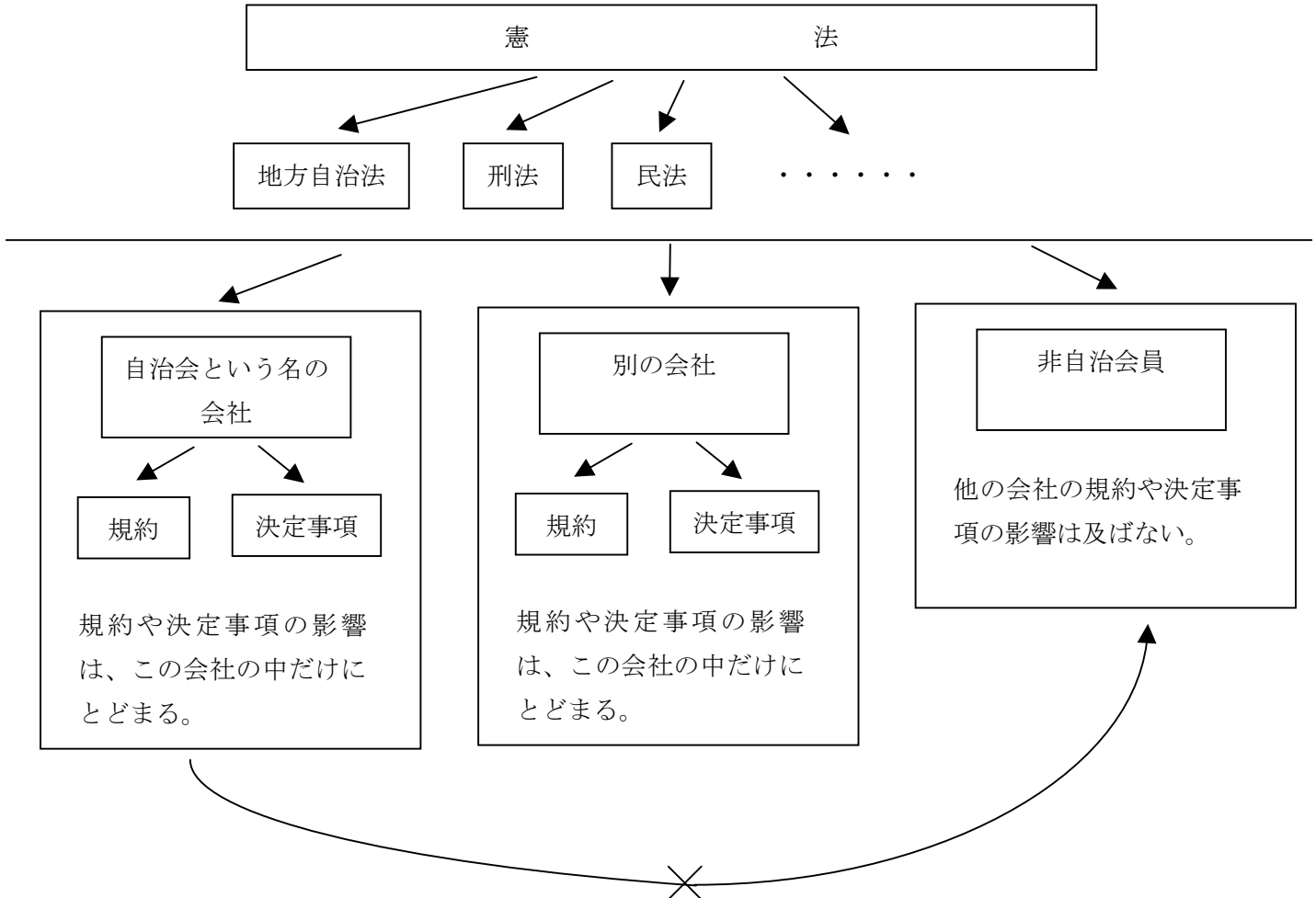
## 大津市役所に認可地縁団体について問うた結果

- Q: 『住民は絶対に入らなければならない』と言うような認可地縁団体の規約は、市長に認可され得るか？
- A: 「元々、地縁によって成り立っている任意団体なので、参加に強制力を持たせるような規約は、認可対象にはなりえない。」

「イメージとしては、自治会という名前の会社が出来て、会社のルールが自治会規約に相当する。  
会社にいる限りは会社のルールに従う事は必要だが、社外のものに関しては特に影響が無い。」

つまり、自治会に入っていない人の権利を制約したり義務を勝手に決めるような規約は作り得ないと言う認識である。

## 規約や決定事項は自治会という会社の中にだけ影響する [図解]



非自治会員の権利を制限する事は出来ないし、義務を課することも出来ない。市から設置許可が下りたゴミ集積所を使わせなかったり、勝手に設備を撤去する事は違法である。勝手にそれらの権利を剥奪するような張り紙を電柱に張ることも違法である。

# 住民は、地方公共団体のサービスをひとしく受ける権利を有する

住民は、地方公共団体のサービスをひとしく受ける権利を有します。

**法令根拠：**地方自治法・第二章、第十条の2

住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

(平易のため「役務の提供」=「サービス」としましたが、ここでは同じことを言っていると思ってください。)

「ひとしく」なので、信条/価値観/哲学/倫理観など（の差異）によって差別してはいけません。昨今では、価値観が多様化し、人によって信条や倫理観は驚くほど異なっています。誰かが「正しい」「こうあるべきだ」と思っていることが、別の人にとってもそうであるとは限りません。自治会が必要だという人もいますが、逆に自治会など無くなってしまった方が良い、自治会は村社会の名残であり日本の恥部だ、自治会があるために日常生活に支障が出て、貴重な余暇を無駄にしてしまう、自治会を禁止する法律を国会が作るべきだ、と考える人も多数います。この事は、最初に書いた朝日新聞デジタルのアンケート調査からも見て取れます。

そういう事も配慮に入れて、自治会の非会員であっても、地方公共団体のサービスを公平に受けられるように法律が作られています。法律は国民の選挙によって選ばれた人の話し合いと多数決によって民主的に作られたものです。一方、自治会は会長や組長、役員の方も選挙によって選ばれた訳ではないので、国民や住民の意見を代表する人ではありません。したがって、そういった人たちの決めた事は法的な力は全くありません。自治会の会長や組長や自治会の総会が決めたことに法的な力が全く無い厳密な根拠は、既に述べたように、法的には自治会には権利能力が全くない事にあります。

自治会/町内会は「任意団体」ですので、「入りたくない」「必要ない」という信条/価値観を持っている人が入らない権利があり（最高裁判所が、埼玉県、けやき自治会の判決で述べている）、そういった人々を地方公共団体のサービスにおいて不公平に扱ってはならない、と上記の条文ははっきり述べているのです。

市のゴミ集積サービスは、地方公共団体のサービスの一つです。故に自治会に入っていないからといって、自治会に入っている人よりも不公平に「手間がかかったり」「お金がかかったり」「時間がかかったり」「距離が極端に遠くになってしまったり」するような事はしてはならないのです。

## 数式で表現してみよう

まず、人間に番号を振る。Aさんは1番、Bさんは2番、Cさんは3番と言った具合に。そしてある人の番号を  $x$  とする。例えば、Aさんの場合は  $x=1$ 、Bさんの場合は  $x=2$ 、Cさんの場合は  $x=3$  となる。このようにして、 $x$  という番号が付けられたある人がゴミを回収してもらうのに必要なお金を  $f(x)$  [円]、ゴミを排出するために移動する距離を  $g(x)$  [メートル]、ゴミを排出するのにかかる時間を  $h(x)$  [秒] とすると、

この法律（地方自治法・第二章、第十条の2）の理想とするところは、例えば、

$$\begin{cases} f(x) = 0 [\text{円}] \\ g(x) = 70 [\text{メートル}] \\ h(x) = 150 [\text{秒}] \end{cases}$$

のように、 $x$  に全く依存することなく 3 つの関数の値がそれぞれ一定になることである。つまり、

$$f(1)=f(2)=f(3)=\dots=0$$

$$g(1)=g(2)=g(3)=\dots=70$$

$$h(1)=h(2)=h(3)=\dots=150$$

となることがこの法律の理想である。

$f(x)$  については実際にこの理想のまま全員無料にする事が可能である。しかし、 $g(x)$  と  $h(x)$  については、これは現実的ではない。

$g(x)$  については、家から集積所までの距離はどの家からも完全に同じにするのは不可能であるので、ある範囲まではほぼ「ひとしい」と見なして良いとするしかない。そこで、

$$0 \leq g(x) \leq 100$$

であるならこの法律を満たしている（合法）とされるだろう。同様にゴミ出しに必要な時間についても、

$$10 \leq h(x) \leq 300$$

程度であれば合法と見なされるだろう。結局、合法と見なされるのは、まとめると：

$$\begin{cases} f(x) = 0 [\text{円}] \\ 0 \leq g(x) \leq 100 [\text{メートル}] \\ 10 \leq h(x) \leq 300 [\text{秒}] \end{cases}$$

などとなる。

あらゆる人  $x$  に対して上記の等式や不等式が満たされれば「合法」、満たされない  $x$  が 1 人でも存在すれば「違法」である。

裁判を起さなくても、このように非常に明確で単純な基準で合法か違法かをチェックできると言える。

もし、これを故意に破るように仕向ける人がいれば、その人は違法行為をしたと見なされ、犯罪者である事は言うまでも無い。



# 「住民はサービスをひとしく受ける権利を有する」の意味 [図解]

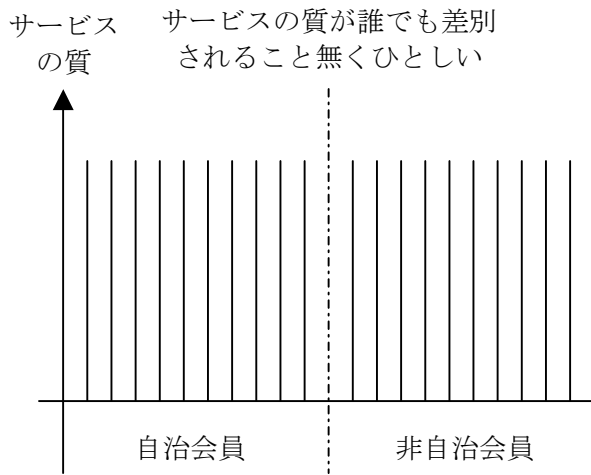


図 1 法律の目指す理想的な状態

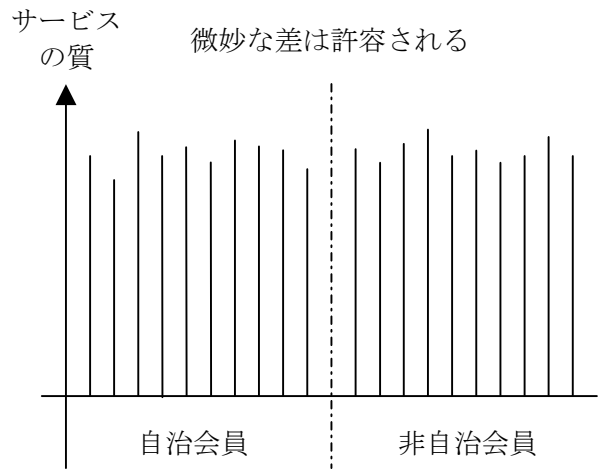


図 2 現実的に許容される状態

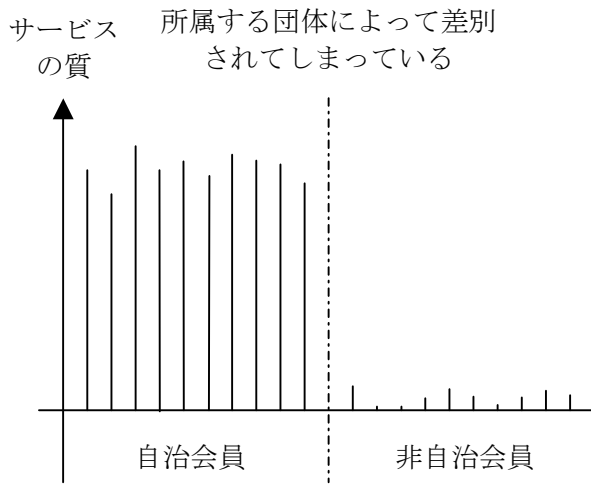


図 3 許容されない違法状態

← このような状態を故意に作り出した人は法令を故意に破った訳であるから完全に犯罪者である。警察の注意の対象となるばかりでなく、刑事事件として起訴される可能性がある。

上の3つの図は、いずれも自治会員10人、非自治会員10人の場合を例にとっています。計20本の縦棒がそれぞれの人を受けられるサービスの質に対応し、長いほど受けられるサービスの質が高い事を表します。サービスの質とは、例えば、

1. どれだけ安くサービスを受けられるか。大津市の場合、ゴミ集積所には、住民なら誰でも無料でゴミを排出できます。
2. 自宅からどれだけ近くにゴミ集積所が有るか。徒歩で何分の場所に集積所が有るか。近ければ近いほどサービスの質が高いことになります。

などの事を言います。

# 市町村は、家庭ごみを支障が出ないうちに収集しなければならない

廃棄物処理法の第六条の二の1には、

「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。」

とある。

この条文は、市町村に、家庭が出した一般廃棄物を収集・運搬・処分する事を義務付けるものである。

ここで、市町村には区域の一般ゴミの「処分」だけでなく、「収集」「運搬」も義務付けられていることに注意しなければならない。なので、ゴミ処分場に直接持ち込まれたゴミを「処分」するだけで良いという事はない。その区域まで、収集しに行き、運搬することまで義務付けられているのである。

したがって、結果的に家庭が出した一般ごみが収集されない状態になる事は、上記の条文が求める市町村の義務に反する。

さらに第六条の二の4には、

「土地又は建物の占有者は、\*中略\*、自ら処分しない一般廃棄物については、\*中略\* 市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。」

とある。

この条文は、住民に、市町村による家庭ゴミの収集・運搬・処分に協力しなければならないことを義務付けるものであり、「地方自治法・第二章、第十条の2」の「住民は、地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有する」条文と合わせて考えれば、非自治会員が排出した家庭ごみを、市町村が収集できないように「仕向ける」行為は、この条例が住民に求める義務に違反している事は明らかである。

## 廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(市町村の処理等)

第六条の二

1. 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分

(再生することを含む。)

第七条第三項、第五項第四号ハからホまで及び第八項、第七条の三第一号、第七条の四第一項第五号、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の二の二第一項第二号及び第三項、

第九条の三第十二項

(第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。)、

第十三条の十一第一項第三号、第十四条第三項及び第八項、第十四条の三の二第一項第五号、第十四条の四第三項及び第八項、第十五条の三第一項第二号、第十五条の十二、第十五条の十五第一項第三号、第十六条の二第二号、第十六条の三第二号、第二十三条の三第二項、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項を除き、以下同じ。)

しなければならない。

4. 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

## ごみ集積所に排出された物を勝手に収集/運搬してはならない

ゴミ集積所に置かれたゴミは、町内会に入っていない人が置いたものであるからといって勝手に移動してはいけません。

万が一そういった行為が行われた場合、条例違反になり、まずは市長からそれを行わないように命令が来ます。その命令にも従わない場合、市長はそれを行った人の住所や氏名を公表することが出来ます。くれぐれもご注意ください。

以下、詳細を書きます。

あらかじめ市長に届け出済みの「ごみ集積所」においてある排出物は、「市または市から委託を受けた者以外」が勝手に収集/運搬する事が大津市の条例で禁止されています。

収集/運搬とは、平たく言えば「集めたり」、別の場所に「移動」したりすることです。

違法行為となるので

この条例に違反した場合、市長がそういった行為を行わないように命ずることが出来ます。

また、命ぜられてもそれに従わなかった場合、市長がそれを「公表」することが出来ます。

ここで「公表」とは何かについてですが、市長の判断に委ねられるため一概には言えませんが、悪質だと判断された場合、例えば、インターネットのウェブ・ページにその人の住所と名前が掲載される可能性が考えられます。

さて、上記条例は、具体的には「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」の第 29 条（ごみ集積所）の第 5 項と第 6 項、及び、第 45 条（公表）第 1 項の第(6)号です。以下に引用しておきます。

# 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例

平成 06 年 06 月 23 日 条例第 17 号

## 第 29 条 (ごみ集積所)

市が行う家庭廃棄物の定期収集を受けようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出た家庭廃棄物を排出する場所(以下「ごみ集積所」という。)に当該家庭廃棄物を排出しなければならない。

2 ごみ集積所は、規則で定める基準(以下「ごみ集積所の基準」という。)に適合するものでなければならない。

3 何人も、自らの家庭廃棄物(美化活動等による廃棄物を含む。次項において同じ。)以外の物をごみ集積所に排出してはならない。

4 市長は、前項の規定に違反して自らの家庭廃棄物以外の物をごみ集積所に排出した者に対し、当該排出した物の回収を命ずることができる。

5 市又は市から委託を受けた者以外の者は、市が行う定期収集を受けるためにごみ集積所に排出された物を収集し、又は運搬してはならない。

6 市長は、前項の規定に違反してごみ集積所に排出された物を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないように命ずることができる。

## 第 45 条 (公表)

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

(1) 第 21 条第 2 項の規定により一般廃棄物の回収命令を受けた者が、これに従わなかったとき。

(2) 第 21 条第 4 項の規定により回収等に要した費用の請求を受けた者が、その支払いをしなかったとき。

(3) 第 22 条第 1 項の規定により立入調査をしようとする土地の占有者が、正当な理由なく、これを拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(4) 第 22 条第 1 項の規定により報告を求められた者が、正当な理由なくこれに従わなかったとき、又は虚偽の報告を行ったとき。

(5) 第 29 条第 4 項の規定により排出した物の回収を命ぜられた者が、これに従わなかったとき。

(6) 第 29 条第 6 項の規定によりごみ集積所に排出された物の収集又は運搬の行為を行わないように命ぜられた者が、これに従わなかったとき。

(7) 前条の規定により勧告を受けた者が、これに従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、公表をされるべき者に、その理由を通知し、書面又は口頭により意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

# 私刑の禁止

私刑という言葉があります。

これは、法律では禁止されていないことを個人的な信条/信念/倫理観に基づいて罰する事です（ただし、法律で禁止されている事でさえ、私人が罰する事は禁止されています。）。

加害者側には「被害者を処罰している」感覚から、正しい行為だと思っている事さえあります。

しかしながら、明治以後は国家が全ての刑罰権を独占するようになり、私刑は犯罪として禁止されています。

実際、日本国憲法には、以下のように明確に私刑が禁止されています：

日本国憲法第 31 条

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

個人的な（あるいは自治会などの団体の）信条/信念/倫理観に基づいて、法律では禁止されていない事を処罰するような行為は、現代の日本では禁止されているということです。

自分（や団体）が正しいと思っている事や「こうあるべき」と思っている事があって、ある人がそれに従わないからといって、法律では禁止されていない事を勝手に処罰してはいけないということなのです。

そうになっている理由は、人によって信条/信念/倫理観が異なっているからです。何が正しくて、何が正しくないかは、（個人的な事や宗教的な事を除いては）選挙によって選ばれた国会議員や、県会議員、市会議員が議論して決める必要があります。その議論は何年にも及ぶこともあり非常に苦労して一つの法律が決まっていきます。議員の中でも意見が分かれるのは周知の通りです。非常に長い議論を得て、最終的には多数決で決められた内容が法律/条例などに文書として書かれ、残されます。

なお、法律で禁止されている場合でも、私人が勝手に処罰する事は禁止です。処罰は国家に任せる必要があります。それはなぜかというと、

1. 本当に法律で禁止されている(=違法)かどうかの判断は、裁判官が決定することである。（個人差が大きい）私人の場合、勘違いや思い込みが起こりうる。
2. 裁判官でさえ判断が異なる場合がある。その場合は、数ある裁判所の（ヒエラルキー構造の）頂点に立つところの最高裁判所の裁判官の判断が優先される。
3. もし、裁判官が違法であると判断したとしても、どの程度の処罰を行うかは法律に規定されている範囲内に限定される必要がある。
4. このようになっている理由は、そうしないと僅かな違法行為に対しても過大な処罰を科してしまう恐れがあるためである。

## 罪刑法定主義

（以下は、Wikipedia を参考に書きました。）

罪刑法定主義（ざいけいほうていしゅぎ）とは、ある行為を犯罪として処罰するためには、立法府が制定する法令（議会制定法を中心とする法体系）において、犯罪とされる行為の内容、及びそれに対して科される刑罰を予め、「明確に」規定しておかなければならないとする原則のことをいう。

罪刑法定主義の根拠は、以下のような自由主義・民主主義の原理に基づいています：

- ・どのような行為が犯罪に当たるかを国民にあらかじめ知らせることによって、それ以外の活動が自由であることを保障することが、自由主義の原理から要請される。
- ・何を罪とし、その罪に対しどのような刑を科すかについては、国民の代表者で組織される国会によって定め、国民の意思を反映させることが、民主主義の原理から要請される。

## 司法書士試験での「罪刑法定主義」

参考 URL：<http://d.hatena.ne.jp/takemita/04100102/p1>

平成9年度司法書士試験（刑法）の「刑法：罪刑法定主義」についての解答は次の通りです：

ア 罪刑法定主義は、一般に「法律なければ犯罪なし、法律なければ刑罰なし」という言葉で表現され、国家による恣意的な刑罰権の行使から国民の権利を護ることをその目的としている。

罪刑法定主義は、読んで字の如く、「何が罪であり、その罪に対してどんな罰が与えられるのかは、法律で定めて初めて決まる」という考え方のことです。これはつまり、「法律で罪だと定めていないことは罪にならないし、罰も与えられない」ということです。

もし罪刑法定主義がなければ、罰したい人を自由に罰することができてしまいます。なので、罪刑法定主義は、そのような恣意的な権力行使から、国民を護るものです。

この意味での罪刑法定主義は、法律主義と言い換えることもできます。権力から国民の権利を護るための法が憲法ですが、日本国憲法 第31条はこの法律主義を定めています。

## 慣習刑法の禁止

罪刑法定主義は、「**慣習刑法の禁止**」と強く関連しています。

参考 URL：[http://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question\\_detail/q1057857350](http://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q1057857350)

明文にはないが古くからの慣わしで禁じられている行為を犯罪として処罰するのは駄目という事です。

例えば、「ここは神聖な場所だからここに入った奴は死刑だ…」と古くからの慣習があるとします。法の明文がないとすれば罪刑法定主義に反しますから、このようなものは認められないという事です。

参考 URL：<http://www.houritsu-roppou.com/zaikei/zaikeihouritu/>

罪刑法定主義は、罪刑を「法律」という法形式で定めなければならない原則です。つまり、ある一定の行為について処罰するような慣習があり、それが人々の規範意識となっていたとしても、それを適用して処罰することは、「法律」による処罰ではありませんので罪刑法律主義に反することになります。これを「慣習刑法の禁止」といいます。一般には、慣習法として社会で事実上行われている一定の習慣で、人々の法的確信、規範意識に定着し、当然のこととして遵守されている場合には、法規範としての拘束力が認められています。しかし、慣習法は民主的手続を経て確定されたものでもなければ、内容にも明確性がないため、罪刑法定主義の理念と相いれないのです。

そこで実際は、慣習を根拠として、犯罪を認めることは罪刑法定主義の理念から認められませんが、逆に慣習を根拠として犯罪を否定することは許されています。



お月見泥棒という風習があります。これは子どもたちが、十五夜に飾られているお月見の御供え物を盗んでもいいという風習です。普通に考えると、他人のものを盗んでいるわけですから、窃盗にあたることになります。しかしこの習慣が地域の人々にとっては法的確信となっている場合、窃盗罪の成立を否定することが許されるのです。なぜならば、慣習を根拠として個人の自由が、制限されるのではなく、拡大されるからです。

## 直接民主主義には問題点がいっぱい

直接民主主義は今から 2,000 年前の古代ギリシャ時代に盛んで、その後は廃れて間接民主主義に移って行った。何故廃れて行ったかについて知っておく必要がある。地方自治と絡めて直接民主主義の方が理想的だとする人もいるだろうが、直接民主主義には実際にはさまざまな問題がある。

問題の 1 つは、役割分担である。

現代では職業や役割の細分化が進み、それぞれ専門的な活動をしている。政治活動をするには時間もとられる。大切な余暇がなくなる。「自給自足」の時代に戻ってしまうようなものである。

例えば、何か研究や創作活動をしている人にとっては、余暇は単なる自由時間ではない。今後の仕事や活動にとって大切な何かを見に行く、本を読む、何かの研究をする、などといった、次の仕事や活動に繋がる事を行うための大切な時間である。既に日本の政治システムは、自分たちで地域の事をしなくても特に問題の無いレベルにまで成熟している。それを独自の偏見で「自治会が必要」と決めてかかるのは間違いである。

実際、p.3「朝日新聞デジタル、自治会・町内会、第 2 回アンケート(必要/不要)」で、自治会不要派のほうが自治会必要派を上回っていることも 1 つの証拠である。民主主義の基本は多数決である。必要派の方が少数派であるのに、勝手に非自治会員に嫌がらせしてはならない。しかも、最高裁も既に自治会に強制参加させることや、自治会に逆らった人にゴミ集積所を使わせない事は不法行為であると断定した。それぞれ、表 4 の「けやき自治会」「新潟県イワナつかみ取り大会事件」の判例に対応している。

国民の多数決、最高裁の判決、法令、そのどれから考えても、自治会に入らない事は正当な選択である。

## 「自治会に入らなくてあいつだけ楽しんでいる」は間違い

法令的にも最高裁の判例的にも、自治会は任意参加である。参加を強制される事はない。自治会の決議に逆らった事をした住民にごみ集積所を使わせなかった新潟県の事件では、新潟地裁が自治会に 220 万円の損害賠償を払うように命じ、東京高裁もそれを全面支持している。つまり、自治会の決議は法的にはなんの拘束力も持っていない。

だから、自治会が気に食わない人は全員やめてしまえば良い。標題のように、

「自分はやりたくないが仕方なく参加し、大切な余暇も潰し、払いたくも無い年会費を払わされている。

そのどちらも免除されてしまう非自治会員は許せない」

という考えは完全に間違いである。不平があるならどんどん脱退して良いのだから。

お互いに「自分ひとりだけ抜けがけした非自治会員を許せない」という、まるで、どこかの監視社会のように牽制しあって、イジメのような状態に陥っているだけである。

自治会をやりたくない人がどんどんやめていけば、怖くない。

## 日本の裁判は（特に最高裁の）判例を重視

日本の裁判では「判例」が非常に重視され、過去の判例が見つかり、それがとても参考にされます。

特に最高裁判所が出した判例は非常に重視され、良く似た事例があれば、同じ判決を下すことが基本になっています。

このことから「画期的な判決」は出ない反面、同じような内容で裁判を起せば、いつでもどこでも同じ判決が出る傾向があります。その結果、「法の安定性」が確保されるメリットがあります。

特に最高裁判所では、一度似た事例で判決が出ていると、ほとんどの場合、同じ判決が出る事で知られています。その様子は「頭が固い」「頑固」と感じる人がいるほどです。ただし、「頑固」ということは、「結果を予想しやすい」ので何かを行うときに違法であるかどうかを判断しやすいというメリットがあります。以前に合法だとされたものは誰がやっても合法、以前に違法だとされたものは、誰がやっても違法だと判断されるからです。

このため、如何に優秀な弁護士を雇っても、過去の判例と違った結果を出す事は非常に難しく、逆に言えば、弁護士が優秀であろうと無かろうと、同じ判決が出る傾向があります。

表 4. 自治会退会者のゴミ出しに関する判例

番号、場所 訴訟名など	内容	判決
<p>1. 埼玉県新座市、 けやき自治会</p> <p><u>自治会退会の自由 についての「パイ ブル」的な判例と される。</u></p>	<p>埼玉県新座市の「埼玉県営住宅本多第二 団地」に98年に入居した男性が、<u>自治会 役員に不満を持ち</u>、01年に当該団地の 「けやき自治会」に対し、退会届を提出。</p> <p>その後は毎月の共益費 2,700 円と自治会 費 300 円(の合計 3,000 円)を納付しなかつた。このため自治会側は退会届を無効 として2年分7万2,000円 《3,000(円) ×12(ヶ月)×2(年分)》の支払いを求め て提訴した。</p>	<p><b>1 審</b> <u>さいたま地裁 2004 年 01 月 27 日 自治会勝訴</u> 「やむを得ない事情が無い限り退会は無効」として 原則的に退会を認めず。</p> <p><b>2 審</b> <u>東京高裁 2004 年 07 月 15 日 自治会勝訴</u> 「居住者全体の利益を損なう」として原則的に退会 を認めず。</p> <p><b>3 審</b> <u>最高裁 2005 年 04 月 26 日 自治会敗訴</u> <u>自治会退会の自由を認める。</u> 「被上告人(自治会)は、会員相互の親ぼくを図る こと、快適な環境の維持管理及び共同の利害に対処 すること、会員相互の福祉・助け合いを行うことを 目的として設立された<u>権利能力のない社団</u>であり、 いわゆる<u>強制加入団体でもなく</u>、その規約において 会員の退会を制限する規定を設けていないのである から[*1]、被上告人の会員は、いつでも被上告人に 対する一方的意思表示により被上告人を退会するこ とができると解するのが相当であり、本件退会の申 入れは有効であるというべきである。被上告人の設 立の趣旨、目的、団体としての性格等は、この結論 を左右しない。」 と述べ、退会届提出後の自治会費の支払義務は無い とした。共役費については「県住宅供給公社が入居 者に自治会への支払いを指示している」として男性 に支払いを命じた。</p> <p>共益費：2,700 円 ←支払い義務あり。 自治会費：300 円 ←支払い義務なし。</p>
<p>2. 埼玉県新座市、 けやき自治会</p>	<p>1. と同じ自治会が別の住民を相手取つ た同種の訴訟。</p>	<p><b>2 審(?)</b> <u>東京高裁 2004 年 05 月 自治会敗訴</u> 自治会の退会を認める判決。</p> <p>同じ団地を巡る 2 つの訴訟で判断が分かれていた。</p>
<p>3. 新潟県関川村</p>	<p>自治会のイワナつかみ取り大会に不参 加を申し出た一部の村民 11 戸に対し、 集落の有力者が「従わないなら集落から 脱退したとみなす」「村八分にすると、 <u>ごみ収集箱の使用などを禁じた。</u></p> <p>・1 審：村八分にされた村民 11 人が、行</p>	<p><b>1 審</b> <u>新潟地裁新発田支部 2007 年 2 月 27 日 自治会 敗訴</u></p> <p>1. <u>幹部らによる行為を違法と断定。</u> 2. <u>ゴミ収集箱使用禁止は違法行為であるとして、開 放するよう命じた。</u> 3. (村民 11 戸に) 220 万円の損害賠償を支払うよ う幹部らに命じた。</p>

	<p>事不参加を理由にごみ収集箱の使用禁止などの「村八分」行為をされたとして、元区長ら有力者3人に賠償などを求め提訴</p> <p>・2審：有力者側が、名誉を傷つけられたとして反訴。</p>	<p><b>2審 東京高裁 2008年10月10日 自治会敗訴</b></p> <p>1審を全面支持、元区長側の控訴を棄却。</p> <p>元区長側は「集落の不文律を破ったことへの対応を総会で決め、弁明の機会も設けた」と反論したが、判決は「村八分と呼ぶかどうかにかかわらず<b>不法行為で、総会の決議によっても許されない</b>」と述べた。</p>
<p>4. 福岡、地位不存 在確認等請求訴訟 事件</p>	<p>自治会に参加しない団地住民に対して自治会会長が執拗に自治会への参加と会費の支払いを求めたことについて、自治会費の支払義務のないことの確認、及び被告(自治会役員)の言動により精神的苦痛を被ったとして慰謝料の支払を求めた訴訟。</p>	<p><b>1審 福岡地裁 2013年09月19日 自治会敗訴</b></p> <p>被告(自治会)が、自治会への加入が強制されることがないことを知りながら、あるいはこれを容易に知りうるのに、原告に加入を強制し、自治会費の支払を請求したことについて、使用者責任に基づく慰謝料請求を一部認容、不法行為に当たるとして賠償を命じた。</p> <p><b>2審 福岡高裁 2014年02月18日 自治会敗訴</b></p> <p>控訴棄却(1審を支持)。</p>
<p>5. 滋賀県甲賀市 甲南町希望ヶ丘</p>	<p>自治会費に募金を上乗せして徴収する とした総会決議は違法として、住民男性 5人が自治会を相手に、決議の無効確認 などを求めた訴訟。</p>	<p><b>1審 大津地裁 2006年11月27日 自治会勝訴(原告敗訴)</b></p> <p>「思想信条への影響は抽象的(原文ママ)。上乗せ徴収には必要性、合理性がある」として原告敗訴。</p> <p><b>2審 大阪高裁 2007年08月24日 自治会敗訴</b></p> <p>募金及び寄付金は、その性格上、「すべて任意に行われるべきものであり」班長や組長の集金の負担解消を理由に、これを会費化して一律に協力を求めようとする自体、「希望ヶ丘自治会」の性格からして、「様々な価値観を有する会員が存在することが予想されるのに、これを無視するものである上、募金及び寄付金の趣旨にも反する」とした。</p> <p>そして、募金及び寄付金に応じるかどうかは、「各人の属性、社会的・経済的状況等を踏まえた思想、信条に大きく左右されるものであり」、会員の任意の態度、決定を十分に尊重すべきだとし、「その支払を事実上強制するような場合には、思想、信条の自由の侵害の問題が生じ得る」とした。</p> <p>決議による募金徴収は事実上の強制で、社会的に許容される限度を超えており、公序良俗に反すると判断し、一審判決を取り消した(住民男性5人の逆転勝訴。)</p> <p><b>3審 最高裁 2008年04月03日 自治会敗訴</b></p> <p>「<b>徴収は思想・信条の自由(憲法19条)を侵害す</b></p>

		る」として決議を無効と認め、2 審判決（大阪高裁）が確定。
--	--	-------------------------------

[付録. に分かる範囲で表中の裁判の事件番号を書いております。]

日本は 3 審制をとっており、通常、

1 回目（第 1 審）＝地方裁判所（東京地裁など）

2 回目（第 2 審）＝高等裁判所（東京高裁など）

3 回目（第 3 審）＝最高裁判所

となり、

- ・ 1 審から 2 審へ進むことを控訴
- ・ 2 審から 3 審へ進むことを上告

と言います。

最高裁判所が出された判決は最終決定となり、その判決が出たということは、類似する裁判での手本となるべき「判例」が出たということとなり非常に重みのあるものです。日本の裁判が判例重視であることは、節を変えて改めて述べる事にします。

[\*1] そもそも、自治会からの退会を制限する規定を自治会の規約に設ける事は違法であり、できない。

【通常の自治会(=地縁団体)の場合】

法令には自治会には権利能力が全く規定されていないため、憲法で保障された結社の自由により、自治会の入会・退会は自由でなければならない。非会員に入会を強制するような規約は違法・無効である事はもちろん、一度入会したら退会出来ないような規約も違法・無効である。

【認可された自治会(=認可地縁団体)の場合】

認可地縁団体は、設立時に規約を提出し、それが市長に認められなければ認可されない。

p.11 の「大津市役所に認可地縁団体について問うた結果」にもあるように、参加に強制力を持たせるような規約は認可対象にはなりえないので、通常の自治会と同様、会員の退会を制限する規定を規約に設けることは出来ない。

## 弁護士の説明

以下、インターネットから伊藤信吾弁護士の説明を引用します。

引用元 URL : <http://homepage3.nifty.com/sagami-law/box/box14.htm>

なお、引用中、判例については、表 4 との対応を鍵カッコ [...] の中に書き添えておきました。

—————引用開始—————→

弁護士：伊藤信吾

自治会は加入が自由な組織なので、過度に強制をすると損害賠償の対象となります（同趣旨の判例があります。）。

自治会は、地域住民が、豊かで住みよいまちづくりを目指して、地域における様々な問題解決に取り組むとともに、住民の連帯意識の向上に努めている任意の団体です。

あくまでも任意の団体なので、加入を強制することはできません。

判例も、最高裁平成 17 年 04 月 26 日判決 [表 4 の 1. 2005 年 04 月 26 日 埼玉県けやき自治会] で退会が自由であることが認められました。

この判例は、県営住宅の自治会での事例ですが、自治会はいわゆる強制加入団体ではなく、いつでも自治会に対する一方的意思表示によりこれを退会することができることとされた事例です。

【判例に現れた事例】

福岡高裁平成 26 年 2 月 18 日判決 [表 4 の 4. 2014 年 02 月 18 日 福岡、地位不存在確認等請求訴訟事件] では、自治会への加入が強制されないことを知りながら、自治会への加入を強制し、自治会費の支払いを請求したということで、精神的苦痛を被ったと判断し、不法行為責任を認定しました。

そして、慰謝料の額は 5 万円と判断されています。

不法行為の法律的な構成としては、人格権の侵害になります。

人格権には、身体的自由のほかに精神的自由も含まれます。そして、本件では精神的自由のうち、「意思決定の自由」を侵害されたということです。

\* 中略 \*

上記判決は、自治会長等から、自治会加入への執拗な勧誘がされていたことが前提となっており、単なる勧誘自体が違法になるわけではありませんが、加入の強制ができないことを念頭に、あくまで自由意思に委ねる形での勧誘が必要です。

←引用終了→

## 表 3. 自治会なしで石山団地自治会の地区の維持に最低限必要なコスト

お祭りや趣味の集まりなどを必要としない人にとっての同地区の維持に最低限必要な費用を見積もってみます。

内容	方法	頻度(実績)	コスト
山道の土手の雑草の伐採	シルバー事業団に依頼	1 回/年	6 人で合計 1 万 2,000 円
公園やその他の場所の清掃	本来は市が清掃をする事になっているが、頻度の問題があるのか、現状、近所の人たちが行っているらしい。	不明	0
ゴミ集積所の清掃	放棄とちりとりで清掃	1 戸(1 家族)当たり 13 週間に 1 回程度	0
街頭の蛍光灯取替え	大津市のものはラベルが張ってあるので確認してみると、バス通りや山道、一戸建て住宅エリアの電灯はほとんどが「市街灯」。集合住宅の近辺は「防犯灯」が多い。3 箇所ほどラベルがないものもあったが、住宅地のものはラベルがはがれている可能性がある。石山団地終点の	近所の人が見つけ次第	0  大津市のものは無料。独自設置のものコストについては、大津市によれば、蛍光灯だと高くても電気代は 1 ヶ月値 150 円 (夏場はもっと安い) ほど。電球の交換は、



	<p>バス停近くにある電灯にはラベルが無いが、大津市によると恐らくは大津市の管理の物との事。</p> <p>市街灯や防犯灯は完全に大津市のものなので、大津市に電話連絡すれば無料で電球（蛍光灯など）を交換してくれる。電気代も全て大津市が払っており、自治会は一切費用を出していない。</p>		<p>蛍光灯の場合、3年に1回ほどで、交換費用も含めて1回4,000円程度。結果、年間の費用は1灯当たり3,000円弱程度。</p> <p>会計報告によると自治会は一切費用を払っていないので独自設置のものは存在しないらしい。仮にそれが間違いでも、独自設置のものは、石山団地全体で多くても2本くらい。</p>
合計			2万円以内

上記見積もりによれば、同自治会の地区を維持するために最低限必要な費用は、2万円を超えない程度です。同地区には約400戸ありますから、1戸あたりは、最大で50円/年のみが必要となります。

公園の清掃については、本来は大津市が行うことになっているそうですが、現状は近所の人たちが行っているようです。しかし、これはシルバー事業団に頼んだとしても大した額にはならない可能性がありますし、大津市から補助金が出る場合もあるそうですので検討の余地があります。

現在、同自治会の会費は年間6,500円ほどですが、お祭りや趣味の集まりなどを必要としない人にとっての本当に最低限必要な費用は、このように遥かに少ないのです。

## 行事やクラブは選択性にしてコストや幹事は受益者負担に

p.3「朝日新聞デジタル、自治会・町内会、第2回アンケート(必要/不要)」で既に述べたが、自治会必要派もある程度は存在している。必要派が主に必要としているのは、「回覧板」「独居老人の見回り」「孤独死対策」「地区の清掃」などである。さらに、行事（スポーツや旅行）やクラブ（老人会など）の中に自分が好むものがある人の場合は、その部分についてだけは必要と感じる人もいるだろう。しかし、そういった人でも、全ての行事やクラブを好むとは限らず、自分の興味のあるもの以外のコストや幹事業務は負担したくないと思う人も多い。

これは、全部を「一緒くた」にまとめてしまっていることに原因がある。

回覧板や清掃などの部分は自治会の基礎として残し、行事やクラブは選択性にして、その人に必要なもののコストだけを払い、必要なものだけの幹事を務めるようにすれば良い。いわゆる「受益者負担」の原則で有る。例えば、老人会は入りたいが体育祭は行きたくない人は、老人会のコストのみを負担すれば良い。逆に体育祭だけ参加したい人は、体育祭のコストと幹事だけを負担すれば良い。グランドゴルフなども同様。

クラブ活動の費用や幹事を全員が負担するなんて事はおかしい。昔の日本ではそれが普通であったかもしれないが、今は個人の好みや価値観を重視する社会に変わった。その方が理想的だからである。昔の「全員同じ」のような時代に戻してはならない。

## 付録. 表 4 の裁判の事件番号など

ネットで検索しても事件番号が見つからないものもあるため、分かる範囲内で書いておきます。

### 1. 埼玉県 けやき自治会、自治会費等請求事件

事件が起きた場所：埼玉県新座市本多一丁目、県営新座本多第二団地けやき自治会

- 第1審：さいたま地裁、平成16年1993号、  
平成16年1月27日判決、自治会側が勝訴
- 第2審：東京高裁、平成16(ネ)946号、  
平成16年7月15日判決、自治会側が勝訴
- 第3審：最高裁、平成16(受)1742号  
平成17年4月26日判決、自治会側が敗訴

### 3. 新潟県関川村

- 第1審：新潟地裁新発田支部、平成xx年nnn号  
平成19年2月27日判決、自治会側が敗訴
- 第2審：東京高裁、平成xx年nnn号  
平成20年10月10日判決、自治会側が敗訴

### 4. 福岡、地位不存在確認等請求訴訟事件

- 第2審：福岡地裁、平成24(ワ)898号  
平成15年9月19日判決、自治会側が敗訴
- 第3審：福岡高裁、平成25(ネ)927号  
平成16年2月18日判決、自治会側が敗訴

### 5. 滋賀県甲賀市甲南町希望ヶ丘、決議無効確認等請求事件

- 第1審：大津地裁、平成18(ワ)242号  
平成18年11月27日判決、自治会側が勝訴
- 第2審：大阪高等、平成18(ネ)3446号  
平成19年8月24日判決、自治会側が敗訴
- 第3審：最高裁、平成xx年nnn号  
平成20年4月03日判決、自治会側の上告を棄却。自治会側が敗訴。